



2. 空港建設に関する経緯



2. 空港建設に関する経緯

主な経緯

昭和57年	3月	白保地先に設置許可を得て事業着手
昭和62年	8月	南端部の500mを短縮し、2,000m滑走路に 計画変更
平成元年	4月	カラ岳東側案への建設位置の変更
平成 3年	2月	～建設位置の再検討を開始
平成 4年	11月	宮良案の選定
平成10年	4月	宮良地区での建設位置の決定
平成11年	6月	再検討のため新石垣空港建設位置選定 委員会の設置

新石垣空港は、昭和57年3月に白保地先において飛行場の設置許可を受け、滑走路長2,500mの新設空港として事業に着手いたしました。

しかしながら、空港予定地近くにおいて世界的に貴重なアオサンゴが確認されたことから、昭和62年8月に滑走路長を500m短縮し、2,000mの滑走路に計画の変更を行いました。

しかし、アオサンゴの保護を訴えるなど、反対運動が高まったことから平成元年4月に建設位置を北側に約4km移動したカラ岳東側案へ建設位置の変更を行いました。

このカラ岳東側案においても、白保海上案と同様に海域への影響が大きいなどの理由で反対運動が起こり建設を断念致しました。

県では、建設位置を再検討し、平成10年4月に建設位置として宮良地区で決定いたしました。農政上の理由から地域住民の強い反対運動があり、事業の実施には至りませんでした。



2. 空港建設に関する経緯

主な経緯

昭和57年	3月	白保地先に設置許可を得て事業着手
昭和62年	8月	南端部の500mを短縮し、2,000m滑走路に 計画変更
平成元年	4月	カラ岳東側案への建設位置の変更
平成 3年	2月	～建設位置の再検討を開始
平成 4年	11月	宮良案の選定
平成10年	4月	宮良地区での建設位置の決定
平成11年	6月	再検討のため新石垣空港建設位置選定 委員会の設置

これまでの経緯を踏まえ、地元の合意が得られる場所での建設が、早期着工につながるとの認識のもと、平成11年6月に「新石垣空港建設位置選定委員会」を設置しました。

委員会は、地元関係者を中心に自然保護団体、学識経験者など36名で構成され、位置選定は全会一致を原則として、これまで蓄積されたデータをもとに、空港建設が可能な場所として、カラ岳東、カラ岳陸上、宮良、富崎野の4つの案を対象としました。

なお、現空港の拡張については、滑走路の北側には昭和53年に国の特別史跡名勝天然記念物に指定され、歴史公園として復元中のフルスト原遺跡があること、周辺の市街化が進み、大規模な移転補償が伴うこと、航空機騒音により住環境が悪化していること等により、候補地からはずされました。

委員会は、学識部会、地元部会、全体会を合わせて14回、全て公開で行われ、選定に当たっては、空港計画としての妥当性、環境保全上、農政上の課題を中心に24項目のデータからの比較検討を行い、最も望ましい位置としてカラ岳陸上案が選定されました。



2. 空港建設に関する経緯

主な経緯

- 平成12年 4月 カラ岳陸上案を建設位置として選定
- 平成12年 9月～新石垣空港建設位置地元調整会議において建設位置を検討
- 平成12年 12月 新石垣空港環境検討委員会を設置
- 平成13年 11月 新石垣空港建設工法検討委員会を設置
- 平成14年 3月 石垣市議会で早期建設の要請を決議
- 平成14年 12月 新石垣空港環境影響評価方法書の公告・縦覧
- 平成15年 1月 新石垣空港整備基本計画(案)のPIの実施
- 平成15年 3月 新石垣空港整備基本計画協議会の設置
- 平成15年 4月 県議会で早期事業化に関する要請を決議

12

平成12年4月、建設位置選定委員会からの提言を受け、知事はカラ岳陸上案を建設位置として選定しました。また、9月に設置された「新石垣空港建設位置地元調整会議」において検討を行い、カラ岳陸上地区における建設位置を現在の位置に決定しました。

新空港の建設にあたっては、自然環境の保全が重要であることから、平成12年12月、環境アセスメントを適切に進めるため、学識経験者や自然保護団体の代表者12名で構成する「新石垣空港環境検討委員会」を設置しました。

平成13年11月には、赤土等流出防止対策及び施工計画などを策定するため、学識経験者ら6名で構成する「新石垣空港建設工法検討委員会」を設置し、具体的な赤土流出防止対策や地下水の保全対策、盛土の構造などの審議が行われました。

これらの検討を踏まえ、平成15年1月、県は、2,000m滑走路の整備やターミナル等の附帯施設の配置計画など、新石垣空港整備基本計画案を策定し公表しております。

この計画案については、空港整備事業では全国初めてとなるパブリック・インボルブメント、いわゆるPIを実施しました。これは、計画案へ住民等の意見を反映させる目的で行ったもので、県内5箇所での整備基本計画案の縦覧及びホームページへの掲載を行いました。



2. 空港建設に関する経緯

主な経緯

- 平成12年 4月 カラ岳陸上案を建設位置として選定
- 平成12年 9月～新石垣空港建設位置地元調整会議において建設位置を検討
- 平成12年 12月 新石垣空港環境検討委員会を設置
- 平成13年 11月 新石垣空港建設工法検討委員会を設置
- 平成14年 3月 石垣市議会で早期建設の要請を決議
- 平成14年 12月 新石垣空港環境影響評価方法書の公告・縦覧
- 平成15年 1月 新石垣空港整備基本計画(案)のPIの実施
- 平成15年 3月 新石垣空港整備基本計画協議会の設置
- 平成15年 4月 県議会で早期事業化に関する要請を決議

13

それらと並行して、地元での全体説明会や地区ごとの説明会を開催しました。

その結果、整備基本計画案に対し、県内外から752通の意見が寄せられました。

これらの意見に対しては、透明性の確保などを目的に第三者の立場から審議してもらうため、平成15年3月、学識経験者ら17名の委員から構成する「新石垣空港整備基本計画協議会」を設置しました。

協議会は3回、公開で行われ、平成15年6月には、意見集約の審議結果が協議会より報告されております。

また、審議結果についても住民説明会を行ないました。



2. 空港建設に関する経緯

主な経緯

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成15年 | 6月 | 地権者の同意取付け作業開始 |
| 平成15年 | 11月 | 第8回新石垣空港工法検討委員会で審議まとめ |
| 平成16年 | 3月 | 新石垣空港環境影響評価準備書の公告・縦覧 |
| 平成16年 | 7月 | 県議会で2度目の早期事業化の要請を決議 |
| 平成16年 | 8月 | 国土交通省内閣府がH17年度概算要求に
新石垣空港事業を盛り込む |
| 平成16年 | 9月 | 新石垣空港環境影響評価準備書に対する
知事意見が提出される |
| 平成16年 | 12月 | 県議会で3度目の「新石垣空港整備事業の
平成17年度の予算化の要請」を決議 |

14

平成15年6月からは飛行場設置許可申請に向けて、地権者の同意取付け作業を開始しました。

平成16年8月には国土交通省・内閣府が平成17年度概算要求に新石垣空港事業を盛り込み、12月に新規事業として国の予算内示を受け、事業化が決定されました。



2. 空港建設に関する経緯

主な経緯

平成16年	12月	平成17年度新規事業として国の予算内示
平成17年	2月	環境影響評価書を国土交通大臣へ提出
平成17年	5月	環境影響評価書に対する国土交通大臣意見
平成17年	9月	環境影響評価書を補正し国土交通大臣へ送付
平成17年	9月	環境影響評価書を補正し公告・縦覧
平成17年	9月	飛行場及び航空灯火設置許可申請
平成17年	11月	新石垣空港の設置に関する公聴会（国主催）
平成17年	12月	飛行場及び航空灯火設置許可
平成18年	10月	新石垣空港「起工式」を開催

15

県では、共有地権者を除き、一般地権者（公的機関を含みますが）118名のうち所在不明者を除く116名全員から同意が得られたこと、及び平成17年9月に環境アセスメントの手続きが完了したことに伴い、国土交通大臣に対して、航空法に基づく設置許可申請を行いました。

11月には、国土交通省の主宰により新石垣空港の設置に関する公聴会が開催され、地元関係市町、公民館、学校関係、漁協、農協、航空関係者等16名の公述人全員から飛行場設置について賛成する旨の意見表明がありました。

平成17年12月に国土交通大臣から新石垣空港の飛行場及び航空灯火の設置許可を頂いております。

平成18年3月には実施設計を完了し、4月から用地交渉を開始しております。

平成18年10月20日には、試験盛土工事に先立ち、起工式を開催しました。



2. 空港建設に関する経緯

主な経緯 環境影響評価

平成12年	4月	～	建設位置の決定に伴い各種調査を実施 環境検討委員会・建設工法検討委員会設置
平成14年	12月		環境影響評価方法書の公告・縦覧
平成16年	3月		環境影響評価準備書の公告・縦覧
平成16年	10月		新石垣空港整備に係る小型コウモリ類検討委員会を設置
平成17年	2月		環境影響評価書を国土交通大臣へ提出
平成17年	5月		環境影響評価書に対する国土交通大臣意見
平成17年	9月		環境影響評価書を補正し国土交通大臣へ送付
平成17年	9月		環境影響評価書を補正し公告・縦覧 環境アセスメントの手続きを完了

16

環境影響評価については、建設位置がカラ岳陸上案に決定してから事業予定区域及びその周辺の概況（事業特性及び地域特性）を把握するため、ボーリング調査や動植物などの現況調査、大気質調査等を実施しました。

先ほど出ましたが、「新石垣空港環境検討委員会」や「新石垣空港建設工法検討委員会」の提言を受けながら方法書を作成し、平成14年12月新石垣空港環境影響評価方法書の公告・縦覧を行い、意見集約及び知事意見を踏まえ準備書を作成し、平成16年3月には新石垣空港環境影響評価準備書の公告・縦覧を実施しました。

平成16年10月には小型コウモリ類の環境保全対策等について適切な指導・助言を得るため、「新石垣空港整備に係る小型コウモリ類検討委員会」を設置し、準備書に対する意見の集約及び知事意見に対しこれら3つの委員会の提言のもと評価書を作成し、平成17年2月に関係機関へ評価書を提出しました。その後、5月に評価書に対する国土交通大臣意見を受けて、必要な調査等を実施し、評価書を補正し最終的に平成17年9月に国土交通大臣へ送付するとともに、公告・縦覧を実施し環境アセスメントの手続きを完了しました。

今年度は先にも述べた試験盛土工事をこの評価書及び委員会の提言等に基づき自然環境の保全に万全を尽くしながら実施しているところであります。